

国立病院機構千葉医療センター奨学金制度の概要 (貸与を希望する学生さんへ)

1. 目的

学業優秀、品行方正な者に対し、学業専念させることにより、独立行政法人国立病院機構千葉医療センターに優秀な看護師又は助産師を確保することを目的としています。

2. 貸与対象

奨学金貸与の対象となる者は、看護系大学または看護専門学校（以下「看護学校等」という。）に在籍する学生であって、卒業後、千葉医療センター（千葉医療センター又は千葉東病院）に常勤職員として勤務することを希望する学生とします。

3. 申込み方法

奨学金の貸与を受けることを希望する学生は、奨学生申請書（病院書式）に、①履歴書、②在籍する看護学校等の推薦書、③前年度の成績証明書を添付のうえ、3月15日までに当センター管理課まで提出してください。

なお、新入生の場合は1学年前期の成績をもって書類選考となりますので、提出期限は9月20日までとなります。

4. 奨学生の決定

書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者を決定します。なお、2年目についても、前年度の成績証明書による書類審査と面接により決定します。

5. 奨学金の金額

年額60万円です。

6. 貸与期間

年度単位とします。

7. 奨学金貸与の方法

年2回（4月及び10月）奨学金の年額の2分の1に相当する額を貸与します。ただし、新入生の場合は、10月末に年額を貸与します。

8. 奨学金の返還の免除

看護学校等を卒業後、**奨学金の貸与期間に応じて、2年の勤務につき1年分ずつ返還が免除され、所定の期間を勤務した場合は全額免除となります。**

（※勤務期間は年単位とし、休業・休職・停職の懲戒処分の期間は除きます。）

9. 奨学金の返還

看護学校等を卒業後、千葉医療センターの看護師又は助産師として勤務しなかった場合などは一括返還が必要となります。

10. 申込み及び問い合わせ先

お申し込み、お問い合わせ、ご不明な点は下記まで御連絡ください。

○千葉医療センター勤務を希望する場合
電話 043-251-5318（直通）

○千葉東病院勤務を希望する場合
電話 043-261-5171（代表）



独立行政法人国立 病院機構 千葉医療センター

千葉医療センター千葉東病院

